

低所得の子育て世帯に対する、「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」申請を受付中です!

問合せ 市役所こども支援課 (☎31-4540)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、条件を満たす低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童1人当たり**5万円**の子育て世帯生活支援特別給付金を支給します(国制度)。

既に当該給付金を受給された方、ひとり親世帯分給付金を受給された方は対象外となります。



支給済の方

21(令和3)年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給しており、21(令和3)年度の住民税(20(令和2)年の収入により決定)が非課税の方→7月27日に支給いたしました。

対象世帯の要件

03(平成15)年4月2日生まれ以降(特別児童扶養手当の対象児童は満20歳未満)、もしくは21(令和3)年4月~22(令和4)年2月生まれの児童を監護している世帯のうち、
●新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が非課税水準に下がった。

- 児童手当、特別児童扶養手当は受けていないが、非課税かつ対象要件児童を監護している(児童が高校生のみ世帯や公務員世帯など)。
- 出生等により、新たに児童を監護するようになった。
→申請が必要となります。下記問合せ先にご相談ください。

申請期間

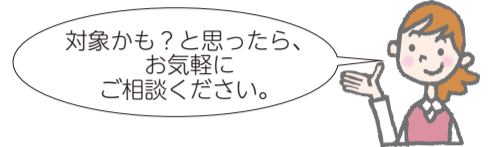
~22(令和4)年2月28日(月)

支給方法

申請を受けて審査の上で対象となった方へ、申請の翌月下旬をめぐりに口座へ振り込みます。

問合せ先

厚生労働省「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」コールセンター
(☎0120-811-166 平日 午前9時~午後6時)
市役所こども支援課 (☎31-4540 平日 午前8時50分~午後5時20分)



この他、ひとり親世帯の方で家計が急変して収入が児童扶養手当の水準となっている方、年金を受給しているために児童扶養手当を受給できない方も申請を受け付けています。

マイナポイントの締め切りが12月31日(金)まで延長になりました!

問合せ 市役所戸籍住民課 (☎31-4523)

21(令和3)年4月30日までにマイナンバーカードの申請をした方は、最大で5,000円相当のマイナポイントを取得できます。締め切りは9月30日(木)から12月31日(金)までに変更となりましたので、お忘れのないようご注意ください。

マイナンバーカードを受け取り後、パソコンやスマートフォンでマイナポイントの申込手続きを行い、各種決裁サービスでチャージや買い物することでマイナポイントを受け取ることができます。なお、市役所でマイナポイントの申請支援を行っています。詳しくは総務省のホームページをご覧ください。

☎ <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/flow/mykey-get/>



イオンでのマイナンバーカード出張申請サポートを実施します

- 対象 釧路市に住民票がある方
- お持ちいただくもの(本人確認書類)
 - ・1点で良いもの 運転免許証、パスポート、障害者手帳など
 - ・2点必要なもの 健康保険証、介護保険証、医療受給者証、年金証書など
- ※本人確認書類を複数点(必ず顔写真付きの公的証明書1点以上含む)ご用意できる方は、マイナンバーカードを郵送で受け取ることができます。
- ※通知カードや住民基本台帳カードをお持ちの方はご持参ください。

日程	時間	店舗	会場
8月28日(土)・29日(日)	午前10時~午後4時	イオン釧路店	1階 光の広場
9月25日(土)・26日(日)		イオン釧路昭和店	1階 中央エスカレーター横
10月23日(土)・24日(日)		イオン釧路店	1階 光の広場

新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては中止となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。実施状況については市ホームページでご確認ください。

☎ <https://www.city.kushiro.lg.jp/kurashi/bangoseido/page00061.html>



第2次釧路市環境基本計画の内容を一部紹介します

第2回「循環型社会の形成」について

問合せ 市役所環境保全課環境管理担当 (☎31-4535)

21(令和3)年3月に策定した第2次釧路市環境基本計画では、望ましい環境像である「人と自然がつながる、未来へつながる 環境都市くしろ」の実現のため5つの基本目標を設定し、その達成に向けて取り組みを進めることとしています。今回は目標の二つ目「循環型社会の形成」について紹介します。

目標達成に向けた考え方	市の主な取り組み	市民の皆さんに取り組んでいただきたいこと
ごみの発生抑制・再利用・再生利用を推進し、限りある資源を適正に循環する社会構造へと転換していくことで、持続可能な循環型社会の形成を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ▷ごみを減らす取り組みの推進 ▷動植物を由来とする再生可能な資源(バイオマス)の利用促進 ▷ごみステーションの美化推進 ▷不法投棄の未然防止など 	<ul style="list-style-type: none"> ▷食べ残しを減らし、食品ロスを減らしましょう。 ▷詰め替えできる製品やリサイクル製品を選んで購入しましょう。 ▷ごみ出しのルールを守りましょう。 ▷不法投棄を行わず、見つけたら通報しましょう。



- ▷ 計画は市ホームページでもご覧いただけます。☎ https://www.city.kushiro.lg.jp/kurashi/kankyoku/k_shingikai/kankyoplan2.html
- ▷ 計画の内容を紹介する出前講座も実施していますので、環境保全課環境管理担当までお問い合わせください。
- ▷ ごみの出し方や不法投棄については、環境事業課までお問い合わせください。(☎31-4551)

